

# 令和4年 第8回定例教育委員会

令和4年8月29日（月）  
午前10時から  
宮代町教育支援センター2階会議室

1 開会の宣言 教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 教育総務関係 . . . . . P1

ア 令和3年度一般会計教育費決算について

別冊資料1「令和3年度 教育費の決算概要」

別冊資料2「令和3年度 主要な施策に関する説明書」

(2) 学校教育関係 . . . . . P2

ア 9月の行事予定について（各小中学校）

イ 9月の事業予定について（教育委員会）

(3) 生涯学習関係 . . . . . P4

ア 9月の事業予定について（教育委員会主催事業）

イ 宮代町総合運動公園の指定管理について（選定結果）

5 審議案件

議案第25号 教育委員会の事務に関する点検評価報告書（案）について . . P6

別冊資料3「点検評価報告書（案）」

6 協議事項

令和5年度当初教職員人事異動方針について . . . . . P7

7 その他

8 次回教育委員会について

令和4年9月30日（金）午後2時から 宮代町教育支援センター2階会議室

9 閉会宣言 教育長

## 4 事務局報告

### (1) 教育総務関係

#### ア 令和3年度一般会計教育費決算について

- ・別冊資料1 「令和3年度 教育費の決算概要」
- ・別冊資料2 「令和3年度 主要な施策に関する説明書（教育費抜粋）」

## (2) 学校教育関係

ア 9月の行事予定について (各小中学校)

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(木)	第2学期始業式 避難訓練(東)	第2学期始業式 避難訓練(前)
2日(金)	給食開始 避難訓練(須)(東)	給食開始 第2回東部学力検査<中>
3日(土)		土曜授業(百)
4日(日)		
5日(月)	修学旅行説明会(笠) 避難訓練(笠) 令和5年度県学力・学習調査 CBT プレテスト(4~6年)(全) 教育実習~9/30(須)	令和5年度県学力・学習調査 CBT プレテスト(1~3年)(全)
6日(火)	避難訓練(百)(東)	
7日(水)	避難訓練(笠)	新人体育県大会(水泳)
8日(木)		新人体育県大会(水泳)
9日(金)		
10日(土)		
11日(日)		
12日(月)		
13日(火)		体育祭(百) ふれあいデー(百)
14日(水)	社会科見学(3年)(百)	体育祭予備日(百) 壮行会(前)
15日(木)		体育祭(須) 体育祭予備日(百)
16日(金)		体育祭予備日(須) 新人体育大会予選会(陸上)
17日(土)	運動会(全)	
18日(日)	運動会予備日(全)	
19日(月)	敬老の日	敬老の日
20日(火)	運動会予備日(百・笠) 運動会振替休業日(須)	壮行会(須・百)
21日(水)	ふれあいデー(百・東・笠) 運動会予備日(須・東)	ふれあいデー(須) 新人体育大会予選会1日目<中>
22日(木)	ふれあいデー(須) 運動会振替休業日(百・東・笠)	新人体育大会予選会2日目<中>
23日(金)	秋分の日	秋分の日
24日(土)		新人体育大会予選会3日目<中>
25日(日)		

26日(月)	教育実習～10/22(百) 教育実習～10/21(笠)	新人体育大会予選会4日目<中>
27日(火)	運動会予備日(東)	ふれあいデー(前) 新人体育大会予備日<中>
28日(水)		新人体育大会予備日<中>
29日(木)		
30日(金)	自転車免許講習(4年)(百)	

イ 9月の事業予定について(教育委員会)

日付	内容	場所
7日(水)	支援担当訪問	前原中
8日(木)	第1回就学支援委員会専門委員会	役場204会議室
27日(火)	I C T活用法研修会	オンライン

### (3) 生涯学習関係

#### ア 9月の事業予定（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
9月4日（日） ～ 11月27日 （日）	<p>▼子ども大学みやしろ</p> <p>日本工業大学と町、企業・団体が連携して、子供の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供する。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>第1回 9/4（日） 日本工業大学 入学式 / 動物の10倍速く動く！植物の筋肉？</p> <p>第2回 10/16（日） 保健センター お家でヒーロー！お洗濯お手伝いセミナー</p> <p>第3回 11/13（日） 日本工業大学 SDGs たんけんたい ～エコキャンパススアーへしゅっぱつ～</p> <p>第4回 11/27（日） 日本工業大学 光の謎 / 修了式</p> <p>&lt;受講者数&gt; 35名</p>	日本工業大学他
9月7日（水） ～ 12月15日 （木）	<p>▼みやしろ大学</p> <p>シニア世代の方々に、学びや体験の機会を通じて、生きがいや仲間づくり、地域の活躍のきっかけとしてもらう。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>第1回 9/7（水） 開講式 / 地域の消費者被害を防ぐには</p> <p>第2回 10/5（水） 身近な地球温暖化対策は、どのくらい効果があるのか 考えてみよう</p> <p>第3回 12/15（木） 災害・防災と男女共同参画 / 閉講式</p> <p>&lt;定員&gt; 50名</p>	図書館ホール

## イ 宮代町総合運動公園の指定管理について（選定結果）

令和5年3月31日をもって指定管理期間が満了する「宮代町総合運動公園」について、次のとおり宮代町指定管理者候補者選定委員会による選定を経て候補者がミズノグループに決定されました。（指定期間：令和5年度～令和14年度）

### ■選定までの過程

5月23日～6月23日	募集要項、業務要求水準書の配布
6月14日～6月23日	申請書類の受付 【申請団体】 ミズノグループ アシックスグループ
7月12日	第1回 指定管理者候補者選定委員会 (委員構成：副町長、教育長、町職員2名、識見者1名、施設利用の代表者1名、公募市民2名) ・選定委員会の進め方、対象施設の概要等の説明
7月22日	第2回 指定管理者候補者選定委員会 ・申請団体2者から申請内容の説明 ・ヒアリング審査 [申請内容に関する質疑応答] ・評価表に基づく評価及び候補者の選定に関する協議

### ■選定方法

第2回選定委員会において、各委員が20の評価項目について5段階\*による評価を行い、各委員の採点結果を分析し、協議の上、候補者を選定した。

※評価点数、配点

非常に劣る	劣る	普通（基準）	優れている	非常に優れている
0点	1点	2点	3点	4点

うち、重点項目の5つの評価項目については、評価点数を2倍にした。

### ■候補者に決定した団体

- (1) 名称：ミズノグループ（所在地：大阪市中央区北浜4丁目1番23号）
- (2) ①評価：68.5点/100点（標準点：50点）

#### ②選定理由

- ・当施設の特長や現状を十分に理解しており、更なるスポーツ振興に向けた具体的かつ現実的な事業計画となっている。
- ・屋内外施設への幅広い投資や施設の有効活用による新たな事業の提案などがあり、今後の事業展開に期待ができる。
- ・当施設をはじめ、類似施設における指定管理者としての豊富な経験と実績があり、安定した管理運営が期待できる。

### ■今後の予定

上記候補者の指定について、令和4年9月定例町議会に提案します。

議案第25号

教育委員会の事務に関する点検評価報告書（案）について

教育委員会の事務に関する点検評価報告書（案）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月29日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の事務に関する点検評価報告書を作成するとともに、議会に提出し、公表することについて承認を求めるため、この案を提出するものである。

## 令和5年度当初教職員人事異動の方針

宮代町教育委員会

### 1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」及び「宮代町教育振興基本計画」並びに「宮代町教育行政重点施策」を踏まえ、学校教育に対する町民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 県及び本町教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 県及び本町教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 県及び本町教育水準の向上を図るため、特に埼玉県教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

### 2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

### 3 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。





教 県 第 3 4 0 号  
令 和 4 年 8 月 2 2 日

各市町村教育委員会教育長  
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長  
各 県 立 学 校 長  
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和5年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、各関係機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

## 令和5年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和5年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和4年8月22日

埼玉県教育委員会

## 令和5年度当初教職員人事異動方針

### 1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

### 2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

### 3 登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

### 4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

教小第250号  
令和4年8月23日

各市町村教育委員会教育長  
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長  
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

令和5年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項  
について（通知）

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和5年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

## 令和5年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和5年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和5年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

### 1 基本方針関係

#### (1) 新採用教職員

新採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県的視野に立つて行う。

#### (2) 再任用職員

再任用職員については、職員の再任用に関する条例によるものとし、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

### 2 転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

(7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。

(8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

(9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

(10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。

(12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。

特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

- また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
- また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

### 3 登用関係

- (1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
- その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
- その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

### 4 人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

### 5 その他

- (1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
- ア 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
- イ 教育事務所長は、上記アの計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の協力のもと、広域的な異動を推進する。
- (2) 退職
- ア 退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところにより、定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- イ 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。
- なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和4年12月8日とする。
- (3) 降任
- ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。
- イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。